平成２７年（フ）第３３号
鹿児島県出水市麓町1476番地　西之口団地３棟105号、前住所鹿児島県出水市麓町1099番地　コーポ山崎102号
債務者　大野　　剛
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目39番22号　コーポ豊101号
債務者　小倉洋一郎
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
北海道苫小牧市弥生町２丁目19番４―401号
債務者　松本　和夫
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８号
宮城県気仙沼市川原崎19番地　市営川原崎住宅14号、旧住所茨城県小美玉市上合141－１
債務者　青野　正夫（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第１５１号
山梨県甲府市徳行４丁目16番26号　レクセル甲府406
債務者　植松　里美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
長野県下伊那郡阿南町西條2162番地３
債務者　酒井　一旭
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第９８号
三重県津市北丸之内38番地　松岡ビル302、前住所三重県津市相生町334番地
債務者　間瀬　成人
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０６号
三重県津市雲出本郷町1328番地　５号
債務者　杉尾　敏博
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１０号
三重県鈴鹿市長太旭町１丁目１番23号　ファーストマンションＮＡＧＯ201号室
債務者　眞木　勝敏
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１９号
三重県四日市市前田町14番２―60号
債務者　安田　欣吾
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
三重県四日市市楠町南五味塚140―３　東、住民票上の住所三重県四日市市楠町北五味塚2342番地
債務者　甲斐　達雄
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
三重県桑名市大字和泉950番地　サンライフファミリー203号室
債務者　岩田　由紀
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
三重県四日市市河原田町862番地13
債務者　林　　順二
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
三重県四日市市東日野町328番地１　シティハイツ天ノ森１－Ｂ
債務者　浅井　建登
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
三重県桑名市大字蓮花寺902番地　ハッピー2000稲場１Ｂ号
債務者　松田元子こと　車　　元子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４６１号
京都府城陽市枇杷庄出羽１番地の１　パークテラス関205号
債務者　安藤沙央里
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０２号
京都府木津川市相楽古川17番地１　ロイヤルクリヨン102号
債務者　菊地　憲利（旧姓**巣**住）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係